

# 製品中化学物質に関する 市民・消費者への情報提供事例

- 
- 1 . 製品ラベル表示による情報提供の例
    1. 1 欧州における事例
    1. 2 米国における事例
    1. 3 国内における事例
  
  - 2 . インターネットを通じた消費者への情報提供事例
    2. 1 欧州における事例
    2. 2 米国における事例
    2. 3 国内における事例
  
  - 3 . マスメディアを通じた的確な情報を伝える試み

# 1. 1 欧州における事例

## (1) CLP規則 ※CLP規則: Regulation (EC) No 1272/2008 on the classification, labelling and packaging of substances and mixtures

### a) 消費者への情報伝達の概要

EUにおけるCLP規則では、一般消費者向けの調剤について、2015年以降、製品中化学物質に関するラベル表示が義務付けられる。成形品に関しては規定されていない。

REACHにおける成形品に関する情報提供については、2. 1で後述。

#### 【調剤】



#### 【成形品】



【出典】第3回今後の化学物質管理政策に関する検討会 資料3-1「欧州における情報伝達について」(今後の化学物質管理政策に関する合同検討会、2012)

### b) 消費者製品におけるラベル表示の例 (洗剤の例)



【出典】“Guidance on Labelling and Packaging in accordance with Regulation (EC) No 1272/2008” (ECHA, 2011)

## 1 . 1 欧州における事例

## (1) CLP規則(続き)

## c) 義務化されているラベル表示項目

No.	表示項目
1	供給者の名称、住所および電話番号
2	包装に入れられ、一般公衆に提供される物質または混合物の名目数量。ただしこの数量が包装上の別の場所に記載されている場合を除く
3	製品特定名 (Product identifiers)
4	危険有害性絵表示 (Hazard pictograms) (該当する場合)
5	注意喚起語 (Signal words) (該当する場合)
6	ハザードステートメント (Hazard statements) (該当する場合)
7	注意書き (Precautionary statements) (該当する場合)
8	補足情報 (Derogations from labeling requirements for special cases) (該当する場合)

## d) 消費者製品のみを対象としたラベル表示

Pコード	注意書き	危険有害性クラス	使用する条件
P101	医学的な助言が必要な時には、製品容器やラベルを(医者に)持っていくこと	適宜	消費者製品
P102	子供の手の届かないところに置くこと。	適宜	消費者製品
P103	使用前にラベルをよく読むこと。	適宜	消費者製品

危険有害性と分類され、包装材に入れられている物質または混合物には、CLP規則17条に従い、表に示す内容を含んだラベル表示を行わなければならない。

# 1.1 欧州における事例

## (1) CLP規則(続き)

### e) 消費者製品についての包装に関する追加の規則

【子どもには開けられない梱包、触覚での警告に関する対象毒性】

ハザードクラス	子供には開けられない梱包	触覚での警告
急性毒性(区分1~3)	✓	✓
急性毒性(区分4)		✓
STOT単回暴露(区分1)	✓	✓
STOT単回暴露(区分2)		✓
STOT反復暴露(区分1)	✓	✓
STOT反復暴露(区分2)		✓
皮膚腐食性(区分1A、1Bおよび1C)	✓	✓
呼吸器感作性(区分1)		✓
吸引性呼吸器有害性(区分1)	✓	✓
生殖細胞変異原性(区分2)		✓
発がん性(区分2)		✓
生殖毒性(区分2)		✓
可燃性ガス(区分1および2)		✓
可燃性液体(区分1および2)		✓
可燃性固体(区分1および2)		✓

STOT: 特定標的臓器毒性

## 1. 製品ラベル表示による情報提供の例

【子どもには開けられない梱包に関する対象物質】

CAS番号	物質名称	EC No	濃度限界
67-56-1	メタノール	200-659-6	3%
75-09-2	ジクロロメタン	200-838-9	1%

物質または混合物が特定の有害性に分類される場合で、それが消費者に供給される製品である場合、包装材に子供に開けられないような梱包および／または触覚での警告をしなければならない。

# 1 . 2 米国における事例

## (1) 連邦有害性物質法 ( FHSA ; Federal Hazardous Substances Act )

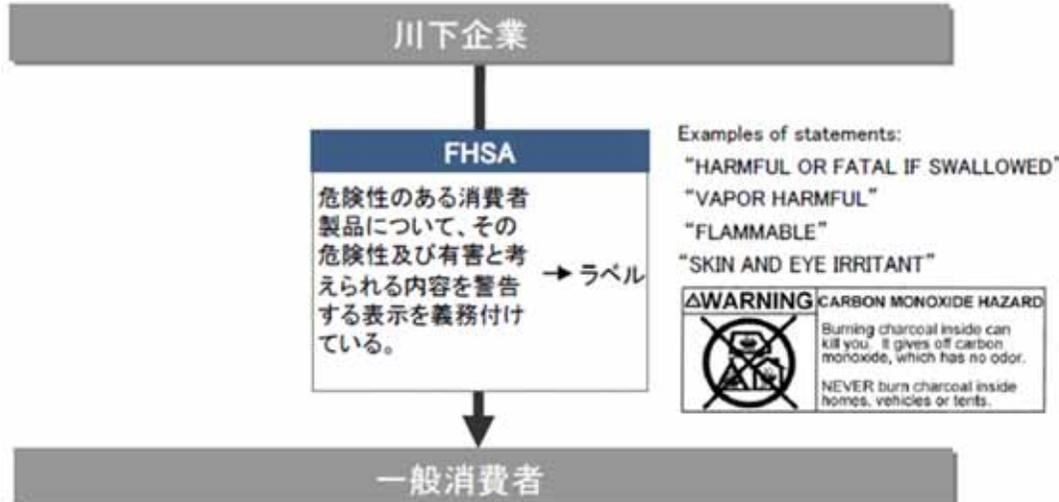
### a) 消費者への情報伝達の概要

- FHSAにおける一般消費者への製品中化学物質の情報提供として、危険性のある消費者製品に対し、その危険性と有害と考えられる内容を消費者に警告する表示が義務付けられている。

### b) 対象となる消費者製品

- 対象製品は、以下の通り。
  - (i) 毒性がある (toxic)
  - (ii) 腐食性がある
  - (iii) 刺激性がある
  - (iv) 強力な感作性物質がある
  - (v) 引火性あるいは可燃性がある
  - (vi) 分解や熱などによって圧力を生じるような物質または物質の混合物でその製品の通常の、あるいは合理的に予見できる方法での使用または取り扱い中 (子供が飲み込むことが合理的に予見できる場合も含まれる)、あるいはその結果として重大な損傷や疾患が引き起こされる可能性があるもの。

### 【調剤及び成形品】



【出典】第3回今後の化学物質管理政策に関する検討会 資料3-2「米国における情報伝達について」(今後の化学物質管理政策に関する合同検討会、2012)

# 1. 2 米国における事例

## 1. 製品ラベル表示による情報提供の例

### (1) 連邦有害性物質法(続き)

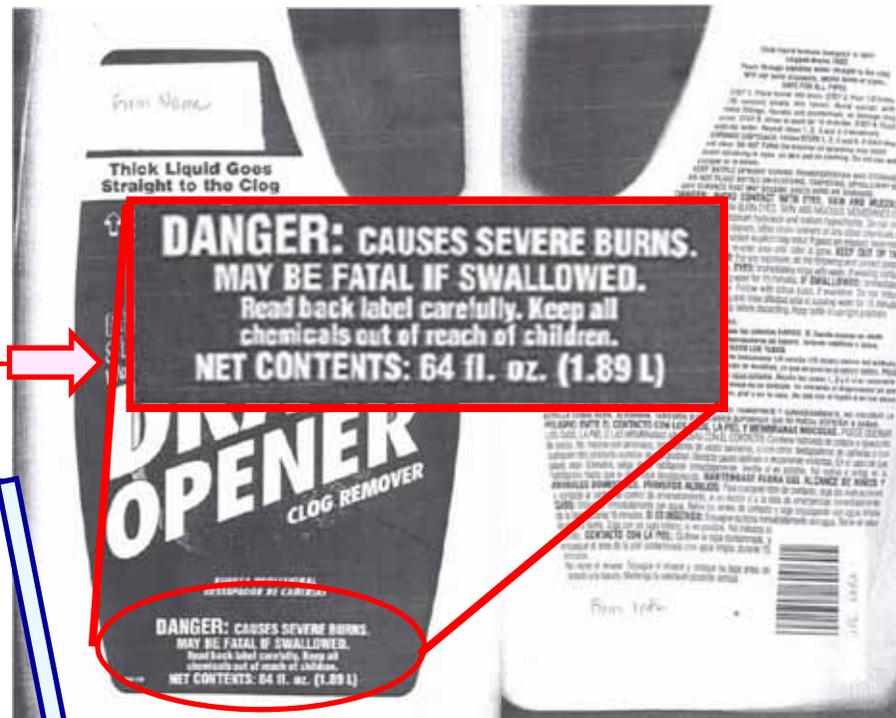
#### c) 義務化されている表示項目と警告内容

No.	表示項目
1	製造業者、ディストリビューター、または販売業者の名前と住所
2	有害物質の名称
3	「危険」(Danger) 表示 ※極めて可燃性、腐食性、毒性の高いものに使う。
4	「警告」(Warning) 表示と「注意」(Caution) 表示 ※危険表示対象物質以外の有害物質に使う。
5	有害性 ※可燃性(Flammable)、発火性(Combustible)、揮発有害性(Vapor Harmful)等。
6	使用前に注意すべき事項や避けるべき事項
7	緊急医療措置 ※必要に応じて記載。
8	毒性が高いと定義された有害物質については、「有毒」(Poison)と記載。
9	取り扱いや保管に特別な配慮が必要な場合には、その指示を記載。

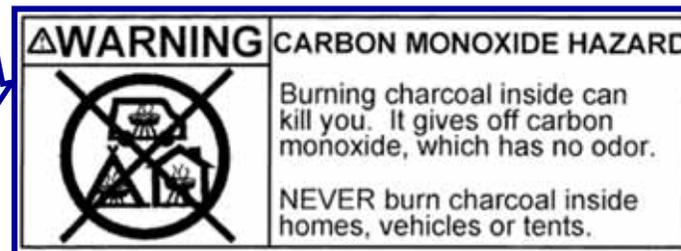
#### d) 消費者製品におけるラベル表示の例

製品ラベル(表面)

製品ラベル(裏面)



【出典】“Federal Hazardous Substances Act” (Consumer Product Safety Commission, 2011) <http://www.cpsc.gov/PageFiles/114104/pppa09.pdf>



【出典】第3回今後の化学物質管理政策に関する検討会 資料3-2「米国における情報伝達について」(今後の化学物質管理政策に関する合同検討会、2012)

# 1.2 米国における製品ラベル表示の例

## (2) 消費者製品安全性改善法 (CPSIA ; Consumer Product Safety Improvement Act)

### a) 消費者への情報伝達の概要

- 消費者製品安全法 (CPSA ; Consumer Product Safety Act) が修正され、消費者製品安全改善法 (CPSIA) が2008年に定められた。
- 子供向け製品についての鉛含有規制がFHSA条項(1278a. Children's products containing lead; lead paint rule)として追加。
- 12歳以下の子供向け消費者製品には、基本情報(左表)を記載する追跡ラベル(tracking label)、または明確にそれと識別できる恒久的マーク(distinguishing permanent mark)をつけなければならない。
- 子供向け消費者製品には、玩具のみならず、衣類や靴も含まれ、小さい商品や同部分品などはラベル・マークの印刷に無理があることから、「実地的な範囲“to the extent practicable”でラベルやマークを入れる」ものとし、柔軟な対応を認めている。

### b) ラベルの表示項目

No.	表示項目
1	メーカーまたはプライベート・ブランドの名称
2	生産地
3	製造日
4	製造プロセス管理情報(ロット、バッチ製造番号など)

### c) 表示の例

Staples Promotional Products Shanghai, China	PO # 123456	Nov 2011
MEETS CPSC SAFETY REQUIREMENTS		

# 1 . 2 米国における事例

## (3) 有害物質規制法 ( TSCA ; Toxic Substances Control Act )

### a) 消費者への情報伝達の概要

- TSCAにおける一般消費者への製品中化学物質の情報提供として、鉛を含む塗料については、危険有害性に関連した現実的な情報(パンフレット)を製品購入者に提供することとされている。
- 具体的には、公衆の教育の一環として、「家庭改良商品販売者が消費者に対して、鉛を含む塗料が存在する場合の改築やリフォームの危険有害性に関連した現実的な情報を提供しなくてはならない」、とされている。

【調剤】 ※成形品は対象外



【出典】第3回今後の化学物質管理政策に関する検討会 資料3-2「米国における情報伝達について」(今後の化学物質管理政策に関する合同検討会、2012)

### b) パンフレットのイメージ



【出典】“Renovate Right: Important Lead Hazard Information for Families, Child Care Providers, and Schools” (EPA, 2011)

# 1.3 日本における事例

## (1)ホルムアルデヒドに関する表示

- JIS・JASにおいてホルムアルデヒド放散量による区分及び表示方法が定められている。
- F☆☆☆☆、F☆☆☆のように☆の数により、ホルムアルデヒドの放散の程度を示す。
- F☆☆☆☆等の表示の中には第三者の確認を受けたもの（JISマーク、JASマークと併せて表示されるもの）と、自主的に表示しているものがある。
- 建築基準法のシックハウス規制では、建築材料の区分に対応して内装仕上げの制限が規定され、当該区分と、JIS・JASの区分は対応している。

### 【建築基準法の区分とJIS,JASの区分の対比】

建築材料の区分	ホルムアルデヒドの発散	JIS、JASなどの表示記号
建築基準法の規制対象外		F☆☆☆☆
第3種ホルムアルデヒド発散建築材料		F☆☆☆
第2種ホルムアルデヒド発散建築材料		F☆☆
第1種ホルムアルデヒド発散建築材料		IE2, Fc2 又は表示なし

出典:シックハウス対策パンフレット「快適で健康的な住宅で暮らすために」(国土交通省、[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/sickhouse.files/sickhouse\\_2.pdf](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/sickhouse.files/sickhouse_2.pdf))

### 【JIS, JAS, その他事業団体等による表示例】

■JIS表示記号の例


 ・日本工業規格番号  
 ・日本工業規格による種類  
 ・認証番号  
 ・製造年月  
 ・製造業者名  
 ・ホルムアルデヒド放散等級  
**F☆☆☆☆**

(社)日本塗料工業会登録

登録番号	〇〇〇
ホルムアルデヒド放散等級	F☆☆☆☆
問い合わせ先	<a href="http://www.toryo.or.jp">http://www.toryo.or.jp</a>

(製造者名称、ロット番号はラベル表示)

■JAS表示記号の例



品名	複合1種フローリング
用途	根太張り用
材料名	合板
ホルムアルデヒド放散量	F☆☆☆☆
化粧加工の方法	天然木化粧
摩耗試験の方法	摩耗A試験合格
寸法	厚さ 12.0mm 幅 303mm 長さ 1818mm
入り数	6枚
製造者:	〇〇(株)工場

■住宅部品表示ガイドラインに基づく記載例

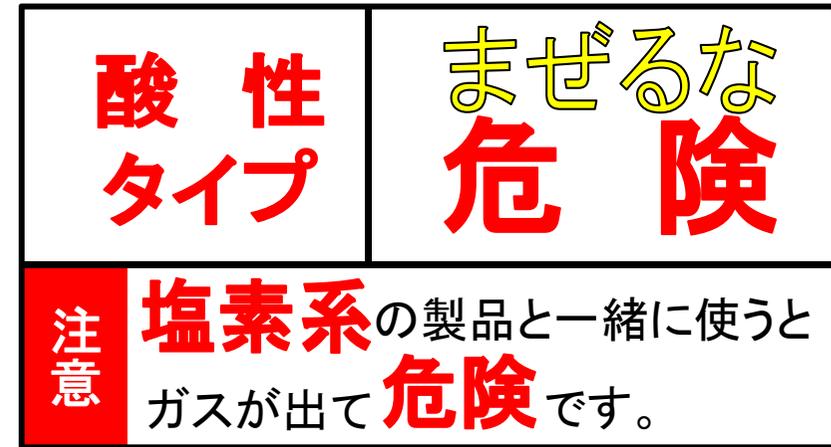
- 商品名 : 〇〇〇収納
- 〇〇株式会社
- F☆☆☆☆ (下地部分 F☆☆☆)
- 住宅部品表示ガイドラインによる
- ロット番号、製造年月日など
- | 内装仕上部分         |       | 下地部分           |       |
|----------------|-------|----------------|-------|
| ホルムアルデヒド発散建築材料 | 発散区分  | ホルムアルデヒド発散建築材料 | 発散区分  |
| PB             | F☆☆☆☆ | PB             | F☆☆☆  |
| MDF            | F☆☆☆☆ | 接着剤            | F☆☆☆☆ |
| 合板             | F☆☆☆☆ |                |       |
| 接着剤            | F☆☆☆☆ |                |       |
- 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(電話番号など)

## 1 . 3 日本における事例

### (2) 家庭用品品質表示法

- 家庭用品品質表示法は、消費者が日常使用する家庭用品を対象に、品質について事業者が表示すべき事項や表示方法を定めている。
- 平成26年7月現在、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品の4部門で90品目が指定されている。
- 化学物質に関連する表示内容としては、合成洗剤、住宅用又は家具用の洗浄剤、衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤及びクレンザーを対象に、成分、液性などの表示が義務付けられているほか、定められた試験で測定した結果、1.0ppm以上塩素ガスを発生する製品には特別注意事項の表示も義務付けられている。
- 酸性タイプであれば、「まぜるな危険」、「酸性タイプ」、「塩素系の製品と一緒に使う(まぜる)と有害な塩素ガスが出て危険である旨」の表示が義務付けられている。
- 塩素系タイプについても、酸性タイプと同様の表示が義務付けられている。

#### 【 特別注意事項に関する表示例 】



#### 【 特別注意事項の表示方法 】



- ・枠囲い(白地)が必要。
- ・「まぜるな」の文字は黄色に黒の縁取りで28ポイント以上、「危険」の文字は赤色で42ポイント以上とする。



- ・枠囲いが必要。文字は赤系色で表示すること。
- ・文字の大きさは「使用上の注意」の文字より8ポイント以上大きくすること。
- ・容器、ラベル等の色により目立たない場合は、ラベルや枠内の色を変える等、目立つように工夫すること。



- ・枠囲いが必要。
- ・「塩素系」「危険」の文字は赤系色とし、文字の大きさは「使用上の注意」より4ポイント以上大きくすること。それ以外の文字は「使用上の注意」より1ポイント以上大きくすること。

---

## 1 . 製品ラベル表示による情報提供の例

1. 1 欧州における事例

1. 2 米国における事例

1. 3 国内における事例

## 2 . インターネットを通じた消費者への情報提供事例

2. 1 欧州における事例

2. 2 米国における事例

2. 3 国内における事例

## 3 . マスメディアを通じた的確な情報を伝える試み

## 2.1 欧州における事例

## 2. インターネットを通じた消費者への 情報提供事例

### (1) 認可対象候補物質(SVHC)を含む成形品カテゴリの情報提供

#### a) 情報提供の概要

- p.3の図に示した通り、REACHでは認可対象候補物質(SVHC ; Substances of Very High Concern)を0.1重量%超含有する製品については、消費者からSVHCに関する情報公開要求があった場合、事業者は消費者に対して、安全な使用のための十分な情報(少なくとも物質名)を45日以内に提供することとされている。
- そこで、消費者がSVHCの含まれる製品を知るための手がかりとして、ECHAではSVHCが使われうる成形品カテゴリ(AC ; Article Categories)の情報を提供している。
- URLは以下の通り。  
<http://echa.europa.eu/web/guest/information-on-chemicals/candidate-list-substances-in-articles-table>

#### b) 成形品カテゴリ(AC)の例(一部)

No.	表示項目
1	旅客車両および自動二輪車
2	その他の乗り物:鉄道、航空機、ボート、トラック、輸送設備
3	機械及びその機械設備
4	電気及び電気製品、例;コンピュータ、オフィス機器、ビデオ及びオーディオ機器、通信機器
5	電池、蓄電池
6	電気及び電気製品:家電製品(白物家電)
7	写真および複写製品:カメラ、ビデオカメラ
8	ガラス及びセラミック製品:食器類、ポット、鍋、食品保存容器
9	繊維、織物、衣服:寝具及び衣料品
10	繊維、織物、衣服:カーテン、室内装飾、カーペット/床板
11	革製品:衣服、室内装飾
12	金属製品:カトラリー、台所用品、ポット、鍋
13	金属製品:おもちゃ
14	金属製品:家具
15	紙製品:ティッシュ、タオル、使い捨て食器類、おむつ、婦人衛生用品、

## 2.1 欧州における事例

## 2. インターネットを通じた消費者への 情報提供事例

(1)SVHCに関するデータベース(続き)

c) ホームページの概要

① SVHCの物質リスト一覧

Data on Candidate List substances in articles

Showing 1 - 20 of 144 results.    Items per Page: 20    Page 1 of 8    < First   < Previous   Next >   Last >

Substance Name	EC Number	CAS Number	Number of SIA notifications	Details
Bis (2-ethylhexyl)phthalate (DEHP)	204-211-8	117-81-7	123	
Hexabromocyclododecane (HBCDD) and all major diastereoisomers identified: Alpha-hexabromocyclododecane	247-148-4	25637-99-4, 3194-55-6, 1134237-		

② Detailボタンを押すと、選択した物質のACと詳しい用途情報が表示される

Article Categories	Identified Uses
Electrical batteries and accumulators	Formulation and use in polymers
Fabrics, textiles and apparel	Formulation and use in polymers
	Polymer processing through compounding, calendering, spinning and manipulations
	Polymer processing through compounding, calendering, spinning and manipulations
	Polymer processing through low energy manipulations
	Service life of DEHP contained in articles
	Service Life of DEHP contained in articles
	Service life of DEHP contained in medical devices
	Service life of DEHP used as plasticiser in articles

## 2.1 欧州における事例

## 2. インターネットを通じた消費者への 情報提供事例

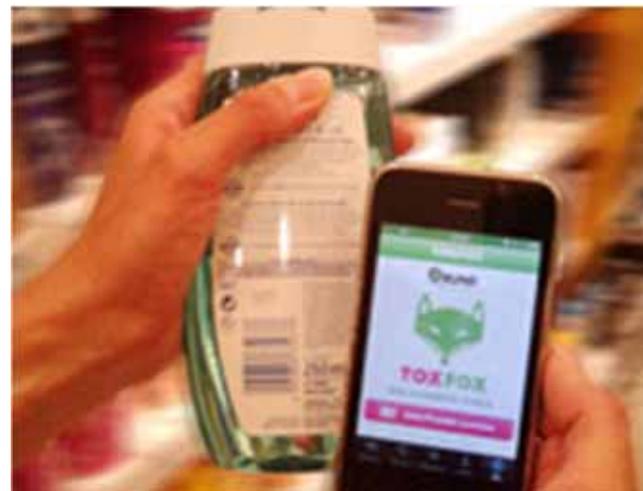
### (2) 消費者製品のバーコードを利用した情報公開要求ツール

#### a) 情報提供の概要

- 消費者がSVHCに関する情報公開要求をした場合、事業者は消費者に対して、安全な使用のための十分な情報(少なくとも物質名)を45日以内に提供することとされているが、アンケート調査結果によれば、消費者や事業者の周知が十分ではないとの結果が得られている。
- そこで、消費者が事業者に問合せをしやすくするための取り組みの一つとして、ドイツのBUND(ドイツ環境自然保護連盟)が、携帯電話のカメラで製品のバーコードを読み取れば、自動的に事業者へ情報公開要求が届くというツールを開発し、配布を開始。

【出典】“Helping consumers to request information about substances of very high concern in articles” (ECHA HP)  
[http://newsletter.echa.europa.eu/home/-/newsletter/entry/6\\_12-article-33;jsessionid=6D69C4201F8A429F175A704ABEFA6E85.live1](http://newsletter.echa.europa.eu/home/-/newsletter/entry/6_12-article-33;jsessionid=6D69C4201F8A429F175A704ABEFA6E85.live1)

#### b) バーコードによる読取ツールのイメージ



【出典】“ToxFox – Der Kosmetik-Check spürt hormonell wirksame Stoffe im Duschgel auf” (BUND HP)  
[http://www.bund.net/themen\\_und\\_projekte/chemie/](http://www.bund.net/themen_und_projekte/chemie/)

## 2.2 米国における事例

## 2. インターネットを通じた消費者への 情報提供事例

### (1) Household Products Database

#### a) 情報提供の概要

- 米国NIH(米国国立衛生研究所)のNLM(米国国立医学図書館)が提供している消費者製品中化学物質に関するデータベース。
- 13,000を超える消費者製品について、含有成分とそのSDS(Safety Data Sheet)が表示される。
- 本データベースは、2001年にDeLima Associatesが作成したConsumer Product Information Databaseに基づいており、NLMはDeLima Associatesと著作権のライセンス契約を締結(非営利目的にのみ使用、などの条項が含まれている。)し、使用許諾を得ている。
- データベースの情報は、すべて一般に入手可能な情報源で構成されている。情報源は、製品の品質表示ラベルや製造業者から提供されたSDS、製造業者のHPに掲載されているSDSなど。
- NLMは掲載情報を更新している訳ではないため、最新の情報ではない可能性がある。

#### b) データベースのトップページ



- URLは以下の通り。  
<http://hpd.nlm.nih.gov/>

## 2.2 米国における事例

## 2. インターネットを通じた消費者への 情報提供事例

### (1) Household Products Database (続き)

#### c) データベースにおける掲載情報

分類	表示項目
製品情報	製品名
	製品形態
	製品分類
	カスタマーサービスの電話番号
	製造日付
	類似用途の製品一覧(リンク)
	製造者情報
製造者名	
住所、郵便番号	
電話番号、FAX番号	
フリーダイヤル番号	
認証日	
同一製造者の製品一覧(リンク)	

分類	表示項目
健康影響	急性毒性
	慢性毒性
	発がん性
	応急処置
	健康影響のランク
	可燃性のランク
	反応性のランク
HMIS ( the Hazardous Materials Identification System)における総合ランク	
取扱い、廃棄	取扱い上の注意事項
	廃棄上の注意事項
含有成分	化学物質名、CAS番号、含有比率

## 2.2 米国における事例

## 2. インターネットを通じた消費者への情報提供事例

### (1) Household Products Database (続き)

#### d) 検索手順

Auto products	Type	Product Name
<a href="#">2-cycle oil</a>	<a href="#">Motor Oil</a>	<a href="#">John Deere Universal 2 Cycle Oil-discontinued</a>
<a href="#">4-cycle oil</a>		<a href="#">Quaker State Itasca 2 Cycle Motor Oil</a>
<a href="#">additive</a>		<a href="#">Snowmobile Engine Oil TC-W3</a>
<a href="#">additive_diesel</a>		<a href="#">Quaker State Itasca 2 Cycle Motor Oil</a>
<a href="#">additive_marine</a>		<a href="#">Quaker State Marine 2 Cycle Motor Oil</a>
<a href="#">adhesive</a>		<a href="#">Valvoline Durablend 2-Cycle Oil</a>
<a href="#">adhesive_remover</a>		<a href="#">Valvoline Snowmobile 2 Cycle Motor Oil</a>
<a href="#">all_purpose_cleaner</a>		
<a href="#">antifreeze/coolant</a>		
<a href="#">ATV_oil</a>		
<a href="#">auto</a>		
<a href="#">auto_cleaner/polish</a>		
<a href="#">auto_oil</a>		
<a href="#">auto_wash</a>		
<a href="#">auto_wash &amp; wax</a>		
<a href="#">auto_wax_remover</a>		
<a href="#">auto_wax/paint</a>		
<a href="#">protectant</a>		
<a href="#">automatic_transmission_oil</a>		

①

②

③

項目を順に選択。

①製品カテゴリー、②タイプ(用途)、③製品名

Home Products Manufacturers Ingredients Health Effects

**Product Information**

Product Name: John Deere Universal 2 Cycle Oil-discontinued  
Form: liquid  
Product Category: Auto Products > 2-cycle oil > Motor Oil  
Auto Products > motor oil, 2-cycle > Engine  
Customer Service: 800-468-8397  
Date Verified: 2012-08-08  
Date Entered: 2003-01-01  
Related Items: [Products with similar usage in this database](#)

**Manufacturer**

Manufacturer: Sopus Products  
Div., Shell Oil Company includes Pennzoil-Quaker State  
Address: PO Box 2463  
City: Houston  
State: TX

**Health Effects** Enter text or highlight term... Search TOXNET

**Warnings:** Continuous contact with used motor oil has caused skin cancer in animal tests. Avoid prolonged contact. Wash skin with soap and water.  
KEEP OUT OF REACH OF CHILDREN.

**Acute Health Effects:** From MSDS  
Eye Contact: This product is practically non-irritating to the eyes upon direct contact. Based on testing of similar products and/or components.  
Skin Contact: Avoid skin contact. This product may cause slight skin irritation upon direct contact. Based on testing of similar products and/or components. Prolonged or repeated contact may result in contact dermatitis which is characterized by dryness, chapping, and reddening. Prolonged or repeated contact may result in oil acne which is characterized by blackheads with possible secondary infection.  
Inhalation: This product has a low vapor pressure and is not expected to present an inhalation hazard at ambient conditions. Caution should be taken to prevent aerosolization or misting of this product. On rare occasions, prolonged and repeated exposure to oil mist poses a risk of pulmonary disease such as chronic lung inflammation. Signs of respiratory effects vary with concentration and length of exposure and include nasal discharge, sore throat, coughing, bronchitis, pulmonary edema and difficulty breathing. Shortness of breath and cough are the most common symptoms.  
Ingestion: Do not ingest. This product is relatively non-toxic by ingestion. This product has laxative properties and may result in

## 2.2 米国における事例

## 2. インターネットを通じた消費者への 情報提供事例

### (2) TSCA Chemical Data Reporting (CDR)

#### a) 情報提供の概要

- 本制度は、TSCAの化学品データ報告(CDR: Chemical Data Reporting)規則に基づいており、4年ごとに事業者に対してデータの提出が要求される。
- 2013年2月に、米国においてCDRに基づくデータが公表された。具体的には、1,515 事業者、4,753事業所における計7,674物質に関して、工業用途及び消費者製品の用途や含有量等の情報が公開された。
- 個々のデータについては、EPAのHP 上で Microsoft Accessのデータベースとして一括ダウンロードすることが可能。

#### b) データベースのトップページ

The screenshot shows the EPA Chemical Data Reporting (CDR) website homepage. The page title is "Chemical Data Reporting (CDR)". The main heading is "Chemical Data Reporting". The page includes a navigation menu on the left with links such as "Basic Information", "Frequent Questions", "Access the CDR Data", "Confidentiality", "Laws, Regulations, and Notices", "Enforcement", "CDR Instructions and Guidance", "CDR - Covered Sectors", "CDR - Reported Chemicals in Commerce", "TSCA Inventory", and "Recent Announcements". The main content area features a banner image of laboratory glassware and text explaining the CDR rule, reporting requirements for 2012, and updates to the 2012 CDR data. A "Quick Links" section at the bottom provides direct access to various resources.

## 2.2 米国における事例

## 2. インターネットを通じた消費者への情報提供事例

### (2) TSCA Chemical Data Reporting (続き)

#### c) データベースにおける掲載情報

- 2013年2月に、39,140件の消費者製品について下表のデータが公開された。(秘匿データとして非公表になっている製品情報も有り。)

化学品情報	事業所情報	使用、処理情報
CAS番号	事業者名	製品区分
化学物質名	事業者住所	消費者用/業務用
年間国内生産量	従業員数	子ども向けかどうか
輸入量	提出者氏名	最大濃度
年間使用量	事業所名	
年間輸出量	事業所住所	
過去の製造量	業種	
製品中の最大含有濃度		
物質の状態(固体/液体/粉末等)		

#### d) 現在の公開状況と今後の予定

##### 【2012年の報告対象】

- 2011年に一事業所において報告対象化学物質を25,000ポンド(11,340kg)以上、商業目的で製造・輸入した者すべてが対象になる。
- ただし、小規模製造業者又は輸入業者の定義に当てはまる事業者は除外される。

##### 【2016年以降の報告対象】

- 2012年の対象者に加えて以下の対象者が追加される。
- TSCA第5条の重要新規利用若しくは同意指令、第6条の制限又は第5条若しくは第7条の民事訴訟により認められた救済の対象である化学物質を2,500ポンド(1,134kg)以上、商業目的で製造・輸入した者すべてが対象になる。
- この場合には、小規模製造業者、輸入業者も除外されない。

## 2 . 2 米国における事例

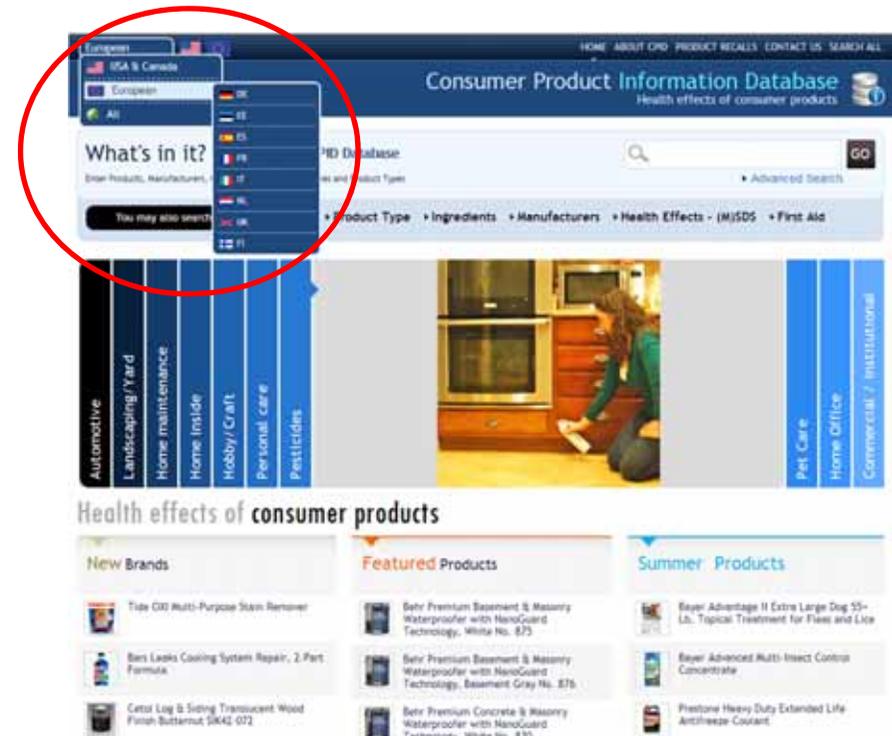
### (3) Consumer Product Information Database

#### a) 情報提供の概要

- DeLima Associates が作成したDatabaseで、Household products databaseの原型になっているデータベース。
- 現在、米国だけでなく、カナダ、欧州8ヶ国（イタリア、英国、エストニア、オランダ、スペイン、デンマーク、フィンランド、フランス）の製品情報を収集しており、国別に検索することも可能。
- 現在、12,000（商品名単位）の消費者製品について収録。
- GHSラベル表示なども閲覧可能。

#### b) データベースのトップページ

ここで検索対象国を選択可能。(Allを選択することも可能)



- URLは以下の通り。

<http://www.whatsinproducts.com/pages/index/1>

## 2.2 米国における事例

## 2. インターネットを通じた消費者への情報提供事例

### (3) Consumer Product Information Database (続き)

#### c) 検索手順

cpid Consumer Product Information Database  
Health effects of consumer products

What's in it? Search Entire CPID Database  
Enter Products, Manufacturers, Chemicals, Product Categories and Product Types

You may also search by: Brands Product Type Ingredients Manufacturers Health Effects - (M)SDS First Aid

Automotive Products: what do they contain?

Product Category: ① Automotive  
Type: ② Air Conditioner  
Use: ③ refrigerant

List of 2 Brands

Brand Name	Manufacturer
Auto Air Conditioning Refrigerant 134a 12 oz.	IQQ
Pyruil R 134A Refrigerant	Valvoline Co., The

Bayer Advanced Brush Killer Plus, Concentrate  
Classification: Preparation Market: US/Canada  
Brand Information Date entered: April 08, 2014

Bayer Advanced Brush Killer Plus has a pre-mixed solution of 70% active ingredients plus 30% inert ingredients.

Usage: Weed and brush killer.  
Form: liquid  
Customer Service No: 877-229-3724

Manufacturer Information Date verified: May 06, 2014  
Bayer Advanced LLC  
2 TW Alexander Drive  
Research Triangle Park NC 27709

Chemical Composition/Ingredients

Chemical	CAS No./ID	EC No.	% Conc.	California Prop. 65 Chemical?	Hazard Statement Code	Precautionary Code	Pictogram	SVHC?
Triclopyr, triethylamine salt	057213-69-1	--	8.8	No	--	--	--	No
Ethanol/SD Alcohol 40	000064-17-5	200-578-6	9.97	No	H225	P210, P233, P240, P241, P242, P243, P280, P303+P361+P353, P370+P378, P264, P280, P305+P351+P338, P337+P313, P403+P235, P501		No

UN Global Harmonization Classification

Hazard Statement Code: H225  
Precautionary Code: P210, P233, P240, P241, P242, P243, P280, P303+P361+P353, P370+P378, P264, P280, P305+P351+P338, P337+P313, P403+P235, P501

「Advanced」ボタンを押せば含有化学物質の一覧とその成分比、GHSラベルも表示可能



項目を順に選択。

①製品カテゴリー、②タイプ、③用途

## 2.3 国内における事例

- 国内の企業では、消費者向けの製品中化学物質に関する情報として、調剤の製品安全データシート(MSDS ; Material Safety Data Sheet)だけでなく、成形品を対象とした製品環境安全情報シート(AIS ; Article Information Sheet)も自社のホームページ上で自主的に公開する取組を進めている。



## 2. インターネットを通じた消費者への情報提供事例

製品環境安全情報シート (AIS: Article Information Sheet)									
会社名:	富士フイルム株式会社 〒107-0052 東京都港区赤坂9-7-8								
連絡先:	富士フイルムイノベーションシステムズ株式会社 電話 03(3496)6229 FAX 03(3496)6177								
作成日:	15.05.2007								
修正日:	05.02.2012								
<b>1. 製品</b>									
製品名:	富士フイルム 光学フィルム FILM FILM OPTICAL FILTER								
<b>2. 構成</b>									
本製品は、有機合成染料を溶解したトリアセチルセルロース(TAC)からなります。主な成分は下記の通りです。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>成分名</th> <th>重量%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TAC(三酢酸セルロース)</td> <td>80-90</td> </tr> <tr> <td>可塑剤(磷酸エステル系)</td> <td>10-20</td> </tr> <tr> <td>有機合成染料</td> <td>&lt;3</td> </tr> </tbody> </table>	成分名	重量%	TAC(三酢酸セルロース)	80-90	可塑剤(磷酸エステル系)	10-20	有機合成染料	<3
成分名	重量%								
TAC(三酢酸セルロース)	80-90								
可塑剤(磷酸エステル系)	10-20								
有機合成染料	<3								
<b>3. 有害性情報</b>									
本製品は通常の取り扱い方法(本来の使用形態)において、健康に害を及ぼすことはありません。									
<b>4. 火災危険性及び消火方法</b>									
本製品は通常の条件下では、着火または引火の危険性はありません。									
<b>製品の主成分の引火点、燃焼点:</b>									
製品	着火温度	引火温度	密度						
TAC(三酢酸セルロース)	N/Av	N/Av	N/Av						
	430℃	N/Av	N/Av						
<b>燃焼時に発生するガス:</b>									
燃焼時条件により異なりますが、一酸化炭素、二酸化炭素、微量の窒素酸化物、炭素酸化物、煙が発生します。									
<b>消火方法</b>									

6.2 保管上の注意  
直射日光を避け室内に保管してください。防湿に留意し、製品および包装に水、溶剤、ガスなどをかけないでください。

7. その他  
本シートの内容は発行時における知見に基づいて作成したものです。その作成目的は製品の環境安全に関する情報を提供するものであって、性能品質を保証するものではありません。また、注意事項は通常の取扱い(本来の使用形態)を対象としたものです。

---

## 1 . 製品ラベル表示による情報提供の例

1. 1 欧州における事例

1. 2 米国における事例

1. 3 国内における事例

## 2 . インターネットを通じた消費者への情報提供事例

2. 1 欧州における事例

2. 2 米国における事例

2. 3 国内における事例

## 3 . マスメディアを通じた的確な情報を伝える試み

### 3 . マスメディアを通じた的確な情報を伝える試み

#### a) Science Media Center の概要

- 科学技術の要素を含むニュースに関与し、より良い社会議論の実現に貢献することを目的として、2001年に英国で始まった取り組み。
- 現在は、英国、オーストラリア、米国、カナダ、ニュージーランド、日本等で設立されている。

#### b) 設立の経緯

- 1985年 英上院ボドマー報告書 ”Public Understanding of Science”運動へ。「公衆は科学知識が足りないから判断を誤る。ならば科学知識を啓発すれば良い」  
→ チェルノブイリ事故, BSE問題 etc... により信任の危機。公衆の科学知識の啓発ではうまくいかない。
- 2000年 英上院 ”Science and Society” Report  
→ ”Public Engagement of Science”運動の高まり  
くどのようにして、公衆を交えつつ科学の選択を行っていくか？>  
→ 「科学技術の要素を含むニュースに関与し、より良い社会議論に資すること」を目的として、Science Media Centerが設立。



### 3 . マスメディアを通じた的確な情報を伝える試み

#### c) 日本の取組事例“サイエンス・アラート”



- ニュースに出そうな科学技術の問題を扱う
  - 複数の専門家のコメント
  - メールで配信
  - 国内トピック/国際トピック
  - 2012年4月から
- 「Horizon Scanning - 科学をめぐる議論予報」も開始

←2012年4月11日に発行したサイエンス・アラート  
「環境中の微粒子の健康への影響について」

出典:「(社)サイエンス・メディア・センターの理念、活動と課題」(田中幹人・角林元子・難波美帆) <http://www.nistep.go.jp/wp/wp-content/uploads/nicestep2011-smc.pdf>

### 3 . マスメディアを通じた的確な情報を伝える試み

#### d) 日本のサイエンス・メディア・センターにおける課題

##### ① ジャーナリストの観点

- 日本の記者はサイエンス・メディア・センターのコメントをそのまま使うのを嫌がり、登録記者数は増えているが、利用は参考程度。

##### ② 研究者の観点

- 研究機関に所属する研究者は個人として意見を言うことに抵抗がある。
- 最も気にすることは同業者の評判。
- 学会や論文以外で一般向けに情報発信することを評価しない(むしろ眉をひそめる)。そのため、発言に非常に慎重。

##### ③ 研究機関や大学の「広報」の観点

- 組織内で異動が多く、必ずしも広報の専門家ではない人が担当者。
- 取材者から研究者を「守る」のが仕事だと思っている。
- 自分の組織にどういう研究者がいるか、よく知らない。

出典:「(社)サイエンス・メディア・センターの理念, 活動と課題」(田中幹人・角林元子・難波美帆)  
<http://www.nistep.go.jp/wp/wp-content/uploads/nicestep2011-smc.pdf>